

日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続を定める内閣府令等の概要

1. 目的

郵政民営化法（平成17年法律第97号）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）の施行に伴い、「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令」を制定し、預金保険法施行規則等及び金融庁告示について所要の改正を行うものである。

2. 概要

(1) 「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令」及び「内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正について

郵便貯金銀行を子会社とする銀行持株会社又は郵便保険会社を子会社とする保険持株会社である日本郵政株式会社が、子会社管理業務以外の業務を行おうとする場合、他の会社を子会社としようとする場合又は総株主等の議決権の15%を超えて一般事業会社の議決権を取得・保有しようとする場合は、郵政民営化法第64条から第69条までの規定により、内閣総理大臣へ届け出なければならないこととされているため、その行おうとする業務の内容等の届出事項等を定める「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令」を制定するものである。

また、当該届出が電子情報処理組織を使用して行えるよう、「内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」について所要の改正を行うものである。

(2) 「預金保険法施行規則」の一部改正及び「預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令」の一部改正について

預金保険制度に加入する金融機関は、預金保険法第55条の2第2項から第4項まで及び第58条の3第1項の規定により、預金等に関するデータベース及び電子情報処理組織を平時より整備すること、保険事故の発生等に際し、預金保険機構が速やかに預金等の額を把握できるよう、同データベースを預金保険機構に提出すること等が義務付けられており、郵便貯金銀行がこれに対応できるよう、提出すべき名寄せデータベースとその方法に関する事項等について具体的に定めている「預金保険法施行規則」及び「預金保険法第58条の3第1項に規定する措置に関する内閣府令」について所要の改正を行うものである。

(3) 「保険業法施行規則」の一部改正及び「銀行法施行規則等第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件」の一部改正等について

現在、日本郵政公社と生命保険会社を含む金融機関等との間での現金自動預払機又は現金自動支払機で取り扱う金銭の受払いに関する委託及び受託事務（以下「相互利用」）については、郵便貯金及び受払事務の委託及び受託に関する法律（平成10年法律第78号）第2条第1項の規定に基づき行われているが、郵政民営化に伴い同法は廃止され、郵便貯金銀行と保険会社との間での相互利用ができなくなる。

こうした中で、郵政民営化後においても、顧客の利便性を確保する観点から、郵便貯金銀行を含む金融機関と保険会社との間での相互利用が可能となるよう、「保険業法施行規則」及び「銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件」等について所要の改正を行うものである。

3. 施行時期

郵政民営化法の施行の日（平成19年10月1日）に施行する。